

こんな時、 是非ご利用ください！

※主たる介護者に次のような事情が生じた場合に利用できます。

介護者の入院や
不測の事故など

冠婚葬祭

心身の疲労や
病弱など

介護者の休息

近隣市（袖ヶ浦市、市原市、木更津市、君津市、富津市）にお住まいで、療育手帳をお持ちの満18歳以上の方は、当園の短期入所事業をご利用になれます。

お気軽にお問い合わせ下さい。

ショートステイを 利用してみませんか！



電車の場合

内房線姉ヶ崎駅下車（東口）

日東バス馬来田・茅野行き「都立福祉園前」下車



障害者支援施設
社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
東京都千葉福祉園

千葉福祉園では、短期入所事業
(ショートステイ)を行っています。

●袖ヶ浦市、市原市、木更津市、君
津市、富津にお住いで、療育手帳(A
1、A2、B1、B2)をお持ちの満18
歳以上の知的障害者の介護者が、事
情により介護が困難になった場合に
利用できます。

※定員に空きがあるかご確認ください。
※A2の方は、事前に身体の障害について確認
をさせていただきます。

介護者の事情とは…

- ・介護者の入院や不測の事故など
- ・冠婚葬祭
- ・心身の疲労や病弱など
- ・介護者の休息



敷地内の桜並木

(定員)

定員6名の内1名を地域枠として利用できます。
※但し、空きがある場合に限りです。

(利用期間)

サービスの支給決定期間内で、1泊から一週間
程度利用できます。

(申し込み)

お住いの地域を管轄する福祉事務所にご相談
下さい。短期入所に必要となる「障害福祉サー
ビス受給者証」の発行、またはサービスの支給決定
がされます。相談の際に当園の利用についてお伝
え下さい。

(利用に際して)

安全で快適な生活をして頂くために、事前に生
活状況や医療面(健康面)の情報提供をお願いし
ております。

(費用)

原則サービスに要した費用の1割
その他、食事等のご負担をお願いしております。
※個別減免を受けている方は、負担額が減免されます。

食費実費

1日 1570円 (朝食270円、昼食650円、夕食650円)

滞在費(光熱水費)

1日 70円



ご利用されて
いる間に、歯の
治療を受ける
ことができます。

週に4日、担
当の歯科医が
診療を行いま
す。嚥下に関
する相談も受
けられます。



- 事前の見学や相談も可能です。
- ホームページもご覧頂けます。
https://www.jigyodan.org/chiba/service/short_stay/



《お問い合わせ先》

〒299-0241 袖ヶ浦市代宿8番地
東京都千葉福祉園

(女性担当)生活支援第3グループ
0438(62)5342

(男性担当)生活支援第5グループ
0438(62)5382